

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和四年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 二 測量の地域 五條市、宇陀郡御杖村並びに吉野郡下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
- 三 測量の期間 令和四年六月二十四日から令和五年三月三十一日まで